

令和3年4月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、国民年金法（以下「国年法」という。）による障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、統合失調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。なお、本件裁定請求書には、請求人の当該傷病に係る初診日は昭和〇年〇月〇日であると記載されている。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病（統合失調症）の初診日が昭和〇年〇月〇日であることを認めることができないため。」との理由により、上記(1)の裁定請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を

経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 事後重症請求による障害基礎年金の支給を受けるためには、対象となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、20歳未満であるか、又は、国民年金の被保険者であって、当該初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないこと、のいずれかの要件を満たしていること、さらに、裁定請求日当時におけるその傷病による障害の状態が、国民年金法施行令別表に定める程度（障害等級1級又は2級）に該当することが必要とされている。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったことに対し、請求人は、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は、請求人が20歳に達する前の昭和〇年〇月〇日であると申し立て、これを前提とする障害基礎年金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、請求人のこの主張に理由があるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件初診日について判断する。

- (1) 初診日に関する証明資料は、国年法が発病又は受傷の日でなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師（歯科医師を含む。）若しくは医療機関が作成した

もの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならぬと解するのが相当である。

また、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日という。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日となると解するのが相当である。

- (2) 本件についてこれを見ると、本件で初診日認定適格資料として取り上げなければならないものは、① a 病院 b 科・A 医師（以下「A 医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付け診断書、② c 病院 d 科・B 医師（以下「B 医師」という）作成の平成〇年〇月〇日付け受診状況等証明書、③ A 医師作成の平成〇年〇月〇日付け医療要否意見書付表、④ e 病院の外来診療録である。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日は「平成〇年頃（診療録で確認）」、そのため初めて医師の診療を受けた日は「昭和〇年〇月〇日（本人の申立て）」、平成〇年〇月〇日に請求人から聴取した発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等は「〇〇歳頃から漠然とした不安感が現われ、平成〇年〇月〇日に当院を初診。…」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成

〇年〇月〇日」、その時の所見は「表情は弛緩し、だらしない身形。会話はまとまらず、診察中もペットボトルのジュースをのみ続ける。「一人で外に出ると発狂するんじゃないか、と思う」など妄想気分を認める。」、発育・養育歴として「中学2年時に不登校となり、f 病院 d 科に半年通院。不登校のまま中学を卒業した。」と記載されている。②には、診療録より記載したものとして、傷病名は「不登校」、発病年月日は「不明」、傷病の原因又は誘因は「不明」、発病から初診までの経過は「前医からの紹介状はありますか。⇒無 昭和〇年秋頃、上腹部不快感、吐き気が少々あって g 病院 h 科を受診するも、異常は無かった。昭和〇年〇月下旬、給食前になると毎日、吐き気、時々頭痛あり。中学3年になり、〇月〇日からずっと不登校となった。昭和〇年〇月〇日当科初診した。」、初診年月日は「昭和〇年〇月〇日」、終診年月日は「昭和〇年〇月〇日」、終診時の転帰は「中止」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は「当科外来へ通院し精神療法が継続されたが登校はできず、中学を卒業した。昭和〇年〇月〇日の受診を最後に中止となった。」と記載されている。③には、〇〇社会福祉事務所長の照会に対する主治医の意見として、A 医師は、②の内容と当該傷病の病状は因果関係があるかどうかについて、「当時の症状は、統合失調症の症状には該当しない。しかし、統合失調症には比較的長い発症の前駆期があり、因果関係を完全に否定することは困難である。」、知的な部分で生来性の障害は考えられるかについて、「生来性の知的障害はないと考える（小学校時代は成績優秀であった。）」とそれぞれ回答している。④には、傷病名は「school refusal（開始年月日：〇 〇 〇）」、現病歴として、「主訴①身体症状（上腹部不快感、頭痛）②不登校」、「〇. 秋上腹部不快感、吐き気が少々あって g

病院h科受診 正常…'。○。○。下句 給食前に殆ど毎日 吐気。時々頭痛 中学3年生になり ○月○日からずっと、不登校中 triggerとしてM (注：請求人の母) からみて a '。○。秋頃、自宅→自営業の店を移転した。(父母で○○業) ⑥副議長から議長になる ('。○。○。下句) そのストレスか。Pt (注：請求人) としてはそれらを否定しているという 尚、幼児期から第一次、第二次反抗期欠如。上の子(姉)と違って「いい子、いい子で育ってきた」と 現在も口答えはしない。」、昭和○年○月○日の診察記録として、「P (注：親)：ずっとその後、不登校…Pt (注：請求人)：ゲームをやったり、勉強 (隣の友人がプリントをもらっている。) したりしている。…父母に、school refusalの特徴、原因を話す。登校その他で干渉しないこと。祖父母も過保護、過干渉にならないこと、その旨父母がfeedbackすること、を伝える。尚、本児の自立を促ながす為に身近なことは自分ですること、時々、父の車で、郊外に出て、野球、釣り、登山、ハイキングetcで発散させることをすすめる。…学校の先生とはmeetingの必要あり。とりあえず、来週でもTELをよこせば話す旨、伝えた。…」と記載されている。

そして、請求人が作成した平成○年○月○日付け病歴・就労状況等申立書によれば、請求人は、昭和○年(中学2年)秋頃から、腹痛と吐き気が度々あり近隣医を受診したが、異常は指摘されなかったものの、学校給食の時間には、毎日のように吐き気と頭痛があり、中学3年に進級した昭和○年○月に、学級委員長を押し付けられ、それがとても嫌で、学校に行けず不登校となって家で引きこもり状態となったことから、それを心配した母に連れられて、同月○日にc病院d科を受診し通院を継続したが、登校することができないまま中学を卒業となり、高校に進

学せず、通院を継続しながら近所の○○や○○○で○○○等のアルバイトするようになったところ、環境が変わったこともあり体の具合も自然と良くなってきたため、昭和○年○月○日の受診を最後に通院中断したとし、その後、漠然とした不安感でパニックとなって、平成○年○月○日にa病院を受診するまで、医療機関を受診していなかったものの、時々頭がおかしくなるような感じはしていたとして、本件初診日は、c病院を受診した昭和○年○月○日であると申し立てている。

これら認定した事実を総合勘案するならば、請求人は、昭和○年○月○日にc病院を受診し、昭和○年○月○日に通院を中止するまで、同病院で精神療法を受けていたことが認められるが、診断傷病名は「不登校(school refusal)」とされ、昭和○年○月○日の診察記録として、不登校は続いていたものの、請求人は、ゲームをやったり、隣の友人がもらってきたプリントで勉強したりして過ごし、主治医は、請求人の父母や学校の先生と不登校状態を改善する話し合いを進めていたことがうかがわれ、その後の診察記録からも、請求人の当該傷病(統合失調症)の前駆症状と考えられるような症状の記載は認められない(資料②及び④)。

統合失調症は、医学的に疾患の経過や特性から、初期症状として消化器症状等が出現することはまれではないが、請求人は、登校できないまま中学を卒業となり、高校へ進学せず通院を継続しながらアルバイトをするようになり、環境が変わったこともあり、体の具合も自然と良くなりc病院への通院を中止したが、その後もアルバイトを続け、○○歳の時には○○市内の会社に就職し、家族の死亡とともに父を手伝うために実家に帰り、実家の自営業(○○業)の仕事を続け、○○歳の時には結婚してアパートを借りて新しい生活を始めた旨申し立てている。

また、A医師は、〇〇社会福祉事務所長からの照会に対し、請求人のc病院受診当時の症状は、統合失調症には比較的長い発症の前駆期があり、因果関係を完全に否定することは困難であるとしながらも、統合失調症の症状には該当しない旨回答していることが認められる（資料③）。

そうすると、請求人がc病院に受診していた期間において、統合失調症の発症を疑わせる事実は認められないし、その後、平成〇年〇月〇日にa病院を受診するまでの期間において、医療機関を受診することなく、就職、結婚など通常の社会生活を営んでいたことがうかがえるのであるから、c病院受診時の「不登校」が請求人の当該傷病（統合失調症）によるものであった、又は、その前駆症状であったと認めることは困難であるといわざるを得ない。

なお、請求人は、上記の各資料のほかに、B医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け診断書、〇〇市が平成〇年〇月〇日に交付した障害者手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳）も提出するが、いずれも上記判断を左右するものとはいえない。

- 2 そうすると、前記「理由」欄第1の2記載の請求人の本件初診日に係る主張には理由がないというほかないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。